

蕨市地域福祉計画

蕨市地域福祉活動計画

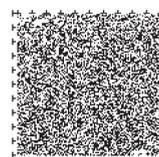
- 蕨市成年後見制度利用促進基本計画 ●
- 蕨市再犯防止推進計画 ●

令和7年度～令和11年度

【概要版】



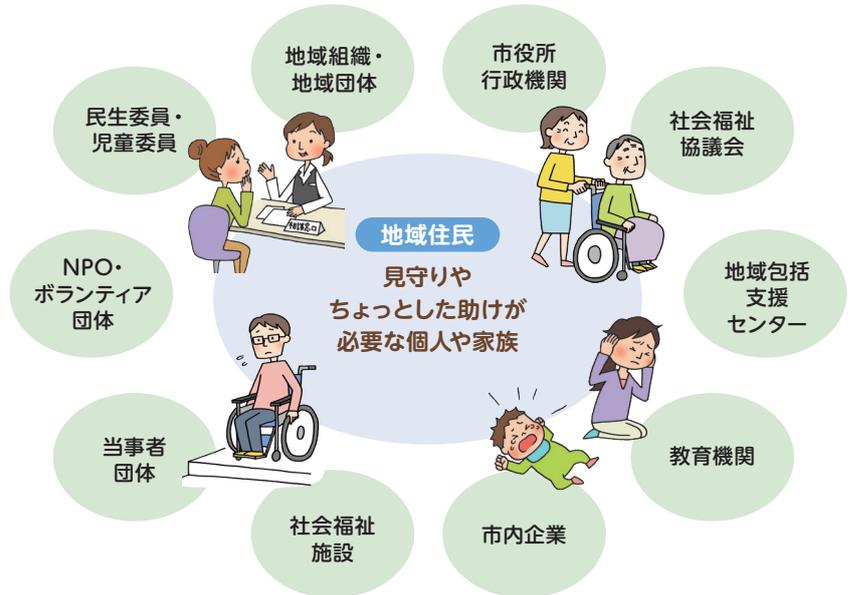
令和7年3月
蕨市
蕨市社会福祉協議会



地域福祉ってなに？

- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。
- こうしたニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

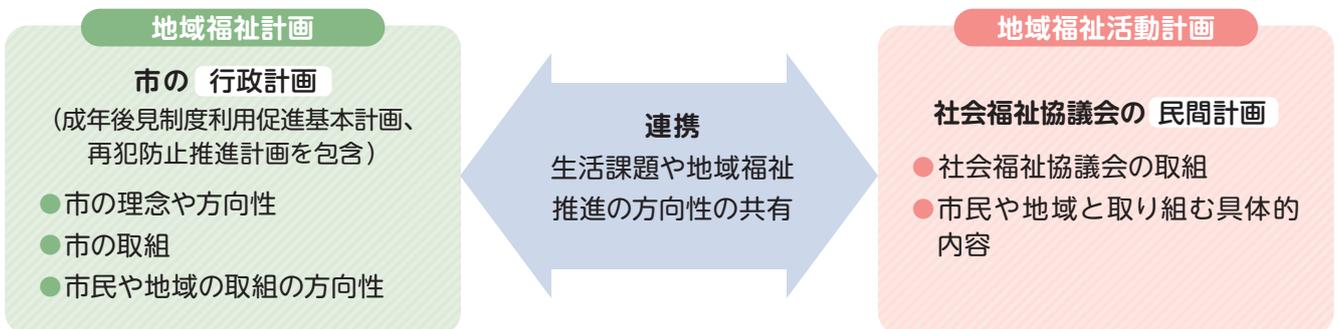
■ 地域福祉の取組イメージ



どんな計画なの？

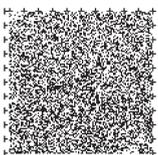
- 「地域福祉計画」は市が策定するもので、これからの蕨市(以下「本市」という。)における地域福祉の方向性や理念を示したものです。「地域福祉活動計画」は、市が策定する地域福祉計画の方向性や理念を実現する具体的な取組を定める計画として、社会福祉協議会が策定するものです。
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画は、車の両輪のように一体的に進めていくことが重要であることから、本市では両計画を一体的に策定しました。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



- また、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定める「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定める「地方再犯防止推進計画」についても、福祉の分野をまたがる性質を持ち合わせていることから、一体的に策定しました。

- 本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。



計画の体系

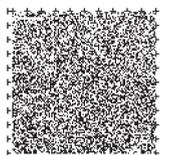
本計画は『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』の内容をはじめ、関連計画との整合を図りつつ、市の諸課題を踏まえた地域福祉の推進を目指すため、基本理念を定めます。

また、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標と12の施策、31の主な取組を設定しています。

[基本理念]

みんなで支えあう みんなにわたたかいまち わらび

基本目標	施策	市・社会福祉協議会の主な取組
基本目標 1 地域を支える 人づくり	① 福祉意識の醸成	(1) 地域福祉に関する普及啓発 (2) 学校での福祉教育の推進
	② 地域福祉活動の活性化と人材の育成	(1) ボランティア・地域福祉リーダーの育成 (2) ボランティア・NPO活動への支援 (3) 企業や事業所の地域福祉活動の推進
基本目標 2 誰もが つながり合う 仕組みづくり	① 地域コミュニティの形成	(1) 町会・自治会活動への支援 (2) 見守り活動の推進
	② 交流の場や機会の充実	(1) 地域の活動拠点の整備 (2) 交流の場の充実 (3) 世代間交流の促進
	③ 防災・防犯体制の充実	(1) 地域の防災力の向上 (2) 交通安全対策の推進 (3) 地域の防犯体制の充実
基本目標 3 誰もが安心して 暮らせる 環境づくり	① 生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 移動支援サービスの充実 (3) マナー向上に向けた啓発活動
	② 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの普及・推進 (2) 心身の健康づくりの推進
	③ 社会参加・生きがいづくりの支援	(1) 生涯学習機会の拡大 (2) スポーツ・レクリエーションの機会の拡大 (3) 孤立や配慮が必要な人への支援
	④ 生活困窮者等の支援体制の充実	(1) 生活困窮者の把握と支援 (2) 住居等確保の支援 (3) 就労支援の推進 (4) 罪を犯した人等への社会復帰の支援
基本目標 4 地域福祉を 推進する連携の 体制づくり	① 相談体制の充実	(1) 身近な相談窓口の充実 (2) 民生委員・児童委員との連携強化
	② 情報提供の充実	(1) 情報提供の充実と情報バリアフリーの推進
	③ 連携体制の充実	(1) 福祉サービスの充実 (2) 複合化した地域課題を解決するための連携体制づくり (3) 権利擁護の推進



基本目標 1

地域を支える人づくり

地域福祉の要である地域活動を推進するためには、市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、自分ごととして捉え、地域活動に関わる人が増えることが重要です。

地域福祉の取組に関する情報発信や福祉教育の推進、ボランティア活動に対する支援等を通じて、市民の地域福祉への関心を高め、自主的に地域活動に参加する方が増えていくことを目指します。

① 福祉意識の醸成

(1) 地域福祉に関する普及啓発

(2) 学校での福祉教育の推進

② 地域福祉活動の活性化と人材の育成

(1) ボランティア・地域福祉リーダーの育成

(2) ボランティア・NPO活動への支援

(3) 企業や事業所の地域福祉活動の推進

基本目標 2

誰もがつながり合う仕組みづくり

地域にはこどもから高齢者、障害のある人や外国人など、様々な人が住んでいますが、それぞれが抱える困りごとや課題も複雑化・多様化しており、すべての人を支えるためには、「公助」だけではなく、地域の支え合いによる「互助・共助」の取組が重要となります。

このような取組を推進していくためには、日頃から隣近所や住民同士のつながりが大切であることから、地域活動を担う町会・自治会活動の支援や住民同士の交流の場づくり、地域での助け合いや見守り活動による防災・防犯体制の充実等に取り組みます。

① 地域コミュニティの形成

(1) 町会・自治会活動への支援

(2) 見守り活動の推進

② 交流の場や機会の充実

(1) 地域の活動拠点の整備

(2) 交流の場の充実

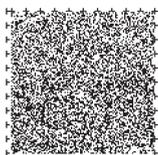
(3) 世代間交流の促進

③ 防災・防犯体制の充実

(1) 地域の防災力の向上

(2) 交通安全対策の推進

(3) 地域の防犯体制の充実



基本目標 3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるためには、地域における生活環境の整備や個人の健康づくりの推進が重要です。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進や移動手段の確保、生きがいづくりや社会参加の促進等、ハードとソフトの両面による環境づくりに取り組みます。

また、罪を犯してしまった人が円滑に社会復帰できるよう、再犯防止や社会復帰に向けた取組を推進します。

1 生活環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 移動支援サービスの充実

(3) マナー向上に向けた啓発活動

2 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの普及・推進

(2) 心身の健康づくりの推進

3 社会参加・生きがいづくりの支援

(1) 生涯学習機会の拡大

(2) スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

(3) 孤立や配慮が必要な人への支援

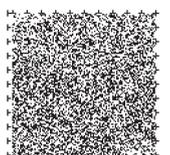
4 生活困窮者等の支援体制の充実

(1) 生活困窮者の把握と支援

(2) 住居等確保の支援

(3) 就労支援の推進

(4) 罪を犯した人等への社会復帰の支援



基本目標 4

地域福祉を推進する連携の体制づくり

地域での支え合いだけでは対応できない困りごとや課題に対応するためには、相談や支援を包括的に実施できる体制づくりが重要です。

市や社会福祉協議会による相談支援体制や情報提供体制の整備、福祉サービスの充実に取り組むとともに、認知症や障害などを理由に不利益を受けることの無いよう、成年後見制度の周知や利用促進に取り組み、権利擁護の推進を図ります。

① 相談体制の充実

(1) 身近な相談窓口の充実

(2) 民生委員・児童委員との連携強化

② 情報提供の充実

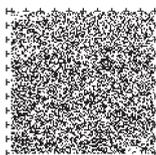
(1) 情報提供の充実と情報バリアフリーの推進

③ 連携体制の充実

(1) 福祉サービスの充実

(2) 複合化した地域課題を解決するための連携体制づくり

(3) 権利擁護の推進



蕨市成年後見制度利用促進基本計画・ 蕨市再犯防止推進計画

地域共生社会の実現や地域福祉のさらなる充実を図るうえで、関わりが深いことから、次の計画を本計画と一体的に策定しています。

蕨市成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進法」の第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる社会の実現を目指していきます。

● 成年後見制度の利用を促進するための取組

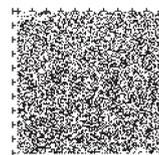
- (1) 成年後見制度・任意後見制度に関する広報及び啓発
- (2) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援
- (3) 担い手の確保・育成等の推進
- (4) 成年後見制度に関する地域連携ネットワークづくりの推進
- (5) 市長申立ての適切な実施

蕨市再犯防止推進計画

「再犯防止推進法」の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定める計画です。住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

● 再犯防止を促進するための取組

- (1) 福祉・保健医療サービス利用促進の取組
- (2) 就労・住居確保を通じた自立支援
- (3) 非行防止の取組
- (4) 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進



この概要版は、蕨市地域福祉計画・蕨市地域福祉活動計画・蕨市成年後見制度
利用促進基本計画・蕨市再犯防止推進計画の内容を要約抜粋したものです。
本編は、蕨市のホームページでご覧いただけます。



↑こちらから
ご覧ください。



蕨市地域福祉計画 蕨市地域福祉活動計画 蕨市成年後見制度利用促進基本計画 蕨市再犯防止推進計画

概要版

令和7年3月 発行

【編集・発行】

蕨市 健康福祉部 福祉総務課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

電話：048-432-3200（代表）

ホームページ： <https://www.city.warabi.saitama.jp/>

社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会

〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号

電話：048-443-6051

ホームページ： <https://warabisyakyo.org/>

